

政府間租税競争への政策的アプローチ¹²

(第4稿：2001年1月12日)

矢尾板 俊平³

「狼を羊の柵の中へ入れてしまってからその牙や爪を抜こうとするよりは、はじめから柵の中に入れていないようにするほうがよい。」

Thomas Jefferson, Notes on Virginia; The Writing of Thomas Jefferson, pp.165.

目次

- 1.はじめに
- 2.地方の時代の新しい課税哲学
- 3.租税競争と公共選択
- 4.政策的含意と政策的手法
- 5.今後の研究の発展性
- 6.結論

1 はじめに

2000年4月に東京都で可決された「東京都特例税」は、地方分権下つまり「地方の時代」における地方税のあり方の議論について大きな問題を提起した。

現在、ふたつの地方税に関する議論の大きな潮流がある。それは「環境」という特定の政策課題に向けての取り組みとしての税体系であり、もう一方は地方分権下における課税自主権としての税体系である。前者は平成12年度の税政改正における運輸省と環境庁の自動車諸税グリーン化の要望や、東京都の自動車税にかかる超過不均一課税等の条例、三重県や岩手県の法定外目的税としての産業廃棄物に係わる税構想に代表されるように地方公共団体の環境保全対策としての経済的手法であったり、将来の環境保全対策の財源不足に向けた取り組みであったりする。また後者は本来であれば、2000年4月1日に施行された地方分権一括法に盛り込まれるべきであった地方税財源の充実確保の問題であり、東京都や

¹ 本稿は平成12(2000)年度中央大学総合政策学部4年次卒業研究の研究成果であり、本稿における全ての誤謬は著者の責任である。

² 謝辞：研究の構想段階より常に指導を頂いている横山彰中央大学教授に感謝を申し上げます。また、研究過程で様々な示唆を与えてくれた後藤大策氏、中澤克佳君、佐藤芙美子さん、研究会での発表時に有益なコメントを頂いた横山研究会のみなさんに感謝を申し上げます。

³ 著者は中央大学総合政策学部4年次に在籍。本稿に対するご指摘・ご質問は、矢尾板俊平 shumpei@nifty.com までお送りください。

大阪府ではそれに先駆けて、現在の財源不足への対策として外形標準課税条例を制定した。

こうした潮流は地方分権改革の議論は今後、国が主導するものではなく、地方公共団体が主導していくことを顕示し、それは地方分権時代への過程の期間を確実に短縮させることを意味している。このような状況において将来の地方税のあり方を検討するためには、地方分権時代における新しい課税哲学を考察する必要がある。またそうした課税哲学を原則とした税体系がどのような引き起こす問題を予測し、その問題に対しての対抗手段を準備した上で、将来の地方税の方向性を明らかにする必要がある。

そこで本稿の目的を「地方の時代の新たな課税哲学とその哲学から生じる政府間の租税競争のモデルを構築し、そこから導き出される政策的含意を踏まえた政策的手法を明らかにする」と設定し、議論を進めていく。

まず第2章で「地方の時代の新しい課税哲学」として、論点を中央集権時代から地方分権時代へ移行する際に従来の課税原則で十分なのか、もし十分でないならば、どのような課税原則が求められるのかという問題と具体的に東京都が制定した外形標準課税条例はこれらの課税哲学に支持をされるのかという問題に焦点を当て考察する。そこでこれらの問題について前者は公共選択論を用いて、後者については現状の議論や本稿における議論を踏まえながら考察する。そして地方の時代の新たな租税原則として、「移動性」と「一般性」を挙げ、東京都特例税の問題点を指摘する。またこれらの新しい租税原則が政府間租税競争を生じさせる条件となることを述べる。

次に第3章で「租税競争と公共選択」として、地方財政論における租税外部性の議論について、堀場（1999, 2000）や林（2000）、土居（2000）の先行研究を整理すること、中央政府と地方政府との間の政府間租税競争について、共同税におけるそれぞれのレベルにおける政府の税收最大化行動をモデル化すること、そしてそれについて公共選択論の立場から考察を行うことにある。

そして第4章で「政策的含意と政策的手法」として、第2章や第3章の考察から得られた政策的含意を整理し、そこから政策的手法を明らかにする。

また、第5章では、「今後の研究の発展性」として、本研究を行なったことから得られた今後の研究課題を整理する。そして第6章で結論を述べることにする。

なお、本稿の中で用いられる「政府間」の意味は、注釈がない場合は全て中央政府と地方政府との二層構造の中の「垂直的關係」と地方政府間の「水平的關係」を意味する。

2. 地方の時代の新しい課税哲学

日本の戦後税制は、直接税中心主義を基本に据えた昭和24（1949）年9月のシャウプ税制改革によって、基本的な税制の枠組みができあがった。それ以降、現在に至るまでその

基本的枠組みは消費税という大型間接税が導入される他、維持されてきている。

このシャウブ税制と消費税を加えた枠組みの特徴は、中央集権的であることである。またこれらの枠組みを支える課税哲学は従来から伝統的財政学の議論の中で唱えられてきた租税原則である公平・中立・簡素という一般租税原則⁴である。

また地方税固有の租税原則としては、横山（2000b）の整理では、「地方税固有の租税原則として知られているのは、応益性・負担分任性・普遍性の原則である。応益性は公共サービスの受益に応じた課税を求め、負担分任性は僅かでも負担を多くの住民が広く分かち合うような課税を求め、普遍性は各地方公共団体に普遍的に存在するような税源への課税を求めるものである」とされている。

ここで考察すべき問題はふたつある。ひとつは中央集権時代から地方分権時代へ移行する際に従来の課税原則で十分なのか、もし十分でないならば、どのような課税哲学が求められるのかという問題と具体的に東京都が制定した外形標準課税条例はこれらの課税哲学に支持をされるのかという問題である。このふたつの問題を考察することは、「地方の時代」の税制の方向性を導き出すこととなる。そこでこれらの問題について前者は公共選択論を用いて、後者については現状の議論や本稿における議論を踏まえながら考察する。

2-1. 新しい課税哲学

本節では、地方分権時代の課税哲学について考察を行う。従来の課税哲学である公平・中立・簡素・国際という一般的な課税原則に加えて、地方税では応益性・負担分任性・普遍性という課税原則が求められる。しかしこれらの原則は現行の制度においてのものであり、地方分権時代にはとりわけ以下に述べる2つの新たな課税哲学も考慮されるべきである。

まず「移動性」について考慮される必要がある。「移動性」についてはふたつの意味があり、国税と地方税との税源配分に関わる議論と地方税における課税対象に関わる議論である。

国税と地方税との関係における税源配分の問題は Brennan and Buchanan(1980)が問題を指摘している。Brennan and Buchanan(1980)では、人と資本の地方政府を超えた自由な移動が可能であれば、中央政府と比べて地方政府の課税権はあからさまに制限をする必要はないと述べている。つまり「移動性が上位レベルの政府よりも下位レベルの政府の方をより厳しく制約するということを認めるならば、市民は憲法的決定を行う際にこれらのより上位レベルでの財政的制限にもっと大きく頼らざるを得ないであろう。課税権の割当てにあたってはこの点を十分反映すべきである。最下位の政府は、(人頭税とかおそらく固定資産税のような)まさしく歪みの最も少ない税が適当であろう。何故なら移動性の規律が、これらの課税手段を政府が限度一杯まで利用するのを抑制するからである。同様に、中央

⁴ 公平・中立・簡素という原則のほかに「国際」と言われるような原則が付け加えられる場合もある

のレベルでは、移動性の規律はほとんど働かないであろうから、先の諸章で論じたような課税制限の方がやはり重要である」⁵と述べていることから、「移動性」を確保することによって、あからさまに課税権の制限を必要としないのであれば、税選択の際に「移動性」もじゅうぶん考慮すべきであるということである。租税競争においてこの問題がとりわけ注目されるのは垂直的租税競争への政策的アプローチを考察する場合であろう。

もうひとつの問題は課税対象が「足の速い対象」なのか「足の遅い対象」なのかという問題である。この問題はとりわけ水平的政府間関係における租税競争において重要な議論になると言える。

次に地方分権時代に考慮されるべき課税哲学は「一般性」である。F.A.ハイエクの言う「一般性」⁶とは、「比例課税は、一切のルールないし法律はその社会のすべての人々がその影響を等しく受ける」という意味である。この「一般性」の基準に照らした場合、全ての課税最低限所得者の非課税や租税特別措置が否認される。応益性を考慮した場合、「一般性」を課税原則に加えることによって、「受益と負担の一致」なり「財政錯覚の回避」などの効率的な租税ルールを選択することが可能になる。

2-2. 東京都の特例税条例の考察

本節では、前節で指摘した2つの新しい課税哲学について、「東京都特例税」はその原則に当てはまっているかということ考察することにする。

2000年4月に東京都で可決された「東京都特例税」は賛否両論、様々な議論や意見が出されているが、この特例税の貢献は実質的な東京都の財政政策よりも全国的な政策課題に警鐘を鳴らしたというところにある。ひとつは、「地方の反乱」の可能性を示したことである。これまで、地方税に関する「地方の反乱」はできないと思われていた。そこで「地方税法第72条の19」の特例規定という抜け穴を明らかにしたのは大きな貢献である。

またこの他にも「地方自治体の財源不足の深刻化」⁷、「地方分権改革における課税自主権の顕在化」⁸、「法人事業税の外形標準課税化の可能性」である。この特例税の登場によって、地方分権改革の次なるステップつまり地方税財政改革が早まったとともに、地方政府の自主財源として東京都の事例を参考にしたり、外形標準課税が用いられる可能性が大きくなった。

そこでこのように地方分権改革・地方税財政改革に大きな影響を与えた「東京都特例税」

⁵ Brennan G. and Buchanan J. M. (1980), "The Power to Tax" Cambridge University Press.[深沢実・菊池威・平澤典男訳(1984),『公共選択の租税理論』文眞堂] 邦訳 pp228-229

⁶ 「一般性」の議論については、F.A.ハイエクの『自由の憲法』(1960)、『法、立法、自由』(1979)というような著書の中で展開をされている。また最近では、Buchanan, J. M. and Congleton, R. D. (1998), "Politics by Principle, Not Interest" Cambridge University Press においてブキャナンが一般性の基準について注目をしている。

について、前節で指摘した2つの新しい課税原則に基づいて、「東京都特例税」の課税哲学について検討してみよう。

まず「移動性」であるが、これは「東京都特例税」が時限的条例であることから、資本などの移動を妨げていることが明らかであり、「移動性」という課税哲学には反している。確かに、「東京都特例税」は地方税であるので、中央政府と地方政府という2層構造の政府組織の中での税源配分を考えれば、Brennan and Buchanan(1980)が言うように、中央政府がこうした「東京都特例税」的な外形標準課税を持つよりは下位の地方政府を持った方が望ましいと言える。しかし、それも Brennan and Buchanan(1980)では、「移動性の規律が、これらの課税手段を政府が限度一杯まで利用するのを抑制する」のは、中央政府よりも地方政府の方が優位であるからであり、下位の政府といえども、「移動性の規律」が働かない場合には、Brennan and Buchanan 的な課税原則からは否定されるであろう。また、加藤(2000)が「地方に本店のある銀行でも、東京都に支店があって資金量が5兆円以上であれば、東京都から課税されることとなります。そのような銀行は、地方に還元されるべき利益をなぜ東京都に吸収されなければならないのか、納得がいかないでしょう」と述べるように、本店を他道府県に移転したとしても、東京都内に支店を持つ限り、課税を回避することができないのである。そうした意味でも「移動性」の原則は、「東京都特例税」では満たされないのである。

次に「一般性」であるが、これは「課税対象者」が銀行業なり資本金の制約が課されており、「課税対象者」が限定的であるために、「一般性」にも反している。とりわけ外形標準課税は、政府税制調査会で、「外形標準課税の導入は、地方公共団体の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものです。また、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方団体の提供する行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を分担することを通じて、税負担の公平化につながることであります。さらに経営努力等により利益のあがっている企業の事業税負担が相対的に軽減され、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うことにつながることから、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革にも資するものと考えます(平成11年12月16日政府税制調査会「平成12年度の税制改正に関する答申」より抜粋)」というように、外形標準課税の目的が「一般性」的な課税原則を目的にしているのに、「東京都特例税」では、著しくこうした原則を満たしていないということが言える。また、平成12年2月10日の閣僚懇談会における自治大臣の発言の中に、「東京都が外形標準課税を導入することにより、法人税収や東京都以外の地方団体の法人住民税収等の減少も見込まれること」が問題点としてあげられており、他の税収バランスについても問題が存在しているのである。

「東京都特例税」は、確かに地方政府独自の課税権を発揮したもので、財政制度が分権的である判断は得られるが、その制定過程の中で地域住民がその税制度設計についてどれだけ合理的選択が可能であったかということに問題がある。

さらに政府税制調査会が外形標準課税の導入を慎重に議論していたのは、「外形標準課税

の導入に関して、都道府県や納税者である法人など関係者における活発な議論が行われ、国民の理解が一層深まるよう努める必要がある」からであった。つまりは「課税の適正手続き」を経る必要があるということである。そうした面でも「東京都特例税」は「課税の適正手続き」に問題があるのではないか。

2-3. 本章のまとめ

ここで提起される問題は、公共選択論の前提で考えられる自主財源は「被課税者の租税回避行動を容認する（可能にする）税」であるべきであり、東京都の特例税は自主財源としては不相当であるという問題である。また、仮に「租税回避行動を容認する」のであれば、「二層構造の垂直的政府間関係」や「水平的政府間関係」の中での人と資本の移動が可能であることから起こる「租税競争」の問題である。

そこで将来の「完全なる地方分権」下に起こり得る「租税競争」を予測し、対抗措置を考察しておく必要があるのである。

本章では、まず新たな課税哲学として、新しい課税原則を従来の課税原則に付け加えるというような形で指摘した。新たに加えるべき（考察すべき）課税哲学は、移動性・一般性である。しかしこの課税原則だけでは、対処できない問題が地方分権時代の制度または連邦財政主義の考え方には存在する。それが「租税競争」なのである

3. 租税競争と公共選択

本章の目的は、地方財政論における租税外部性の議論について、堀場（1999，2000）や林（2000）などの研究を整理すること、著者自身の垂直的租税競争モデルのイメージを描き、公共選択論の立場から考察を行うこと、これらの議論から政策的含意を出すことの3つである。

3-1. 租税外部性（租税競争論）

人、生産要素、資本、財などが地方政府を超えて自由に移動が可能であるならば、それぞれの地域の地方政府は地域住民の厚生最大化を目的として、課税と公共財供給水準を決定するために生じる外部性の問題である。

例えば、地方政府 A と地方政府 B という 2 つの地方政府がある。このとき、地方政府 A が資本課税を減税し、その課税額が地方政府 B の資本課税額よりも下回ったとする。地方政府 B にある資本財は、資本財移転費用がゼロであるか費用があったとしても地方政府 AB 間の課税額差が移転費用を下回る場合、地方政府 A に資本財を移転させる行動を合理的に

選択するであろう。これによって、その対抗行動として資本課税額を引き下げるという選択を行うことが予想される。

このようにそれぞれの地域の地方政府は自分の地域に課税対象となる資本を留めるためにその課税は最適な状態よりも低い税率でなされ、地方公共財の供給水準は過小な水準になるという負の外部性が生じることとなる。このような状態を水平的租税外部性（水平的租税競争）と言われている。

またこの租税競争論は地方政府間だけの問題ではなく、中央政府と地方政府との関係の中にも生じる可能性があり、それを垂直的租税外部性（垂直的租税競争）の問題と言われている。

垂直的租税外部性とは、単一の課税ベースが中央政府と地方政府の双方によって共有されているというような共同税の場合、一方の政府の税率変化は課税ベースの変化を媒介として他方の政府の税収に影響を及ぼすという問題である。例えば、中央政府が地方消費税の割り当てを変更せずに、国税部分だけを増税したとするならば、消費が減少し、地方政府が割り当てられている消費税収が減少するという状態である。また、地方政府がある程度の課税自主権を有している場合、その行動が中央政府の税収に大きく影響を及ぼすということも予想される。こうした中央政府と地方政府が課税ベースに対して相互依存している場合には、地方政府は、住民の厚生を維持するために地方税率は高く設定される可能性があるのである。

このような2つの租税外部性（租税競争）が生じる場合、明らかに住民の社会的厚生は減少する。そこでその対抗措置を準備する必要があるというような政策的含意が求められるのである。

そこで次節以降では、堀場（1999, 2000）や林（2000）、土居（2000）の研究を紹介し、租税外部性の問題を具体的に事実判断する。また、とりわけ垂直的租税競争状態について考察することにする。

3-2. 堀場（1999）の研究

堀場（1999）の研究では「人口規模の差異によって、租税競争均衡によって資本税率に差が生じること、またその結果として地域住民の効用水準に差が生じること」ということが明らかになった。

堀場（1999）では、対称地域モデルと非対称地域モデルに基づいた租税競争の分析を紹介し、租税競争についての命題を検討している。

対称地域モデルは「移動不可能な生産要素の地域賦存量が各地域で等しいこと」であり、非対称地域モデルは「移動が不可能な労働と土地の初期賦存量が異なっている地域の間で、租税競争がどのようになされるのか」という仮定にそれぞれ成り立っている。堀場（1999）では、この2つのモデルについて対照地域のモデルについては Zodrow and

Mieszkowski[1983,1986]⁷のモデルに準拠すると「租税競争のもとで資本課税を用いるときには公共財の供給水準は過小となること」が判明すると述べている⁸。堀場（1999）がこのモデルを紹介したことは、この点については新たな証明をしたというよりも対称地域を仮定したモデル自身を検討し、事実確認を整理し、非対称地域モデルへの発展を示したことに意味がある。

また、非対称地域モデルについては Wilson[1986]⁹のモデルに基づき、そのモデルに Zodrow and Mieszkowski のケースも含めるといふ堀場（1999）独自の考察によって、「租税競争がある場合には、住民数が多い地域よりも少ない地域のほうが厚生水準は高くなる」ことを証明している。

堀場（1999）の貢献は、先行研究に準拠しながら、ナッシュ均衡解を求めることで、租税競争のもとでの「公共財の供給水準」と「住民の厚生水準」についての仮説を証明したことにある。

3-3. 堀場（2000c）の研究

堀場（2000c）の目的は、「新古典派経済学に立脚する地方分権論の理論的枠組みについて、上述した伝統的政府機能配分論¹⁰から出発してその発展を概説することにある」とし、その結果として「情報の優位性を有するが非効率を生ずる地方政府とその内部化と調整をなす中央政府の相互作用によって、従来の政府機能配分論と政府間財政移転論の有機的な結合を目指す新たな政府システム論が必要となろう。あるいは対等な中央政府と地方政府間での調和、共同管理形態の研究が必要となる」ことを明らかにした。

⁷ Zodrow and Mieszkowski[1983,1986]では、「対称地域のもとで、人頭税から資本課税に変更した場合に地方公共財供給量がどのように変化するか」が検討されている。なお、ここでの対称地域の仮定とは、「移動不可能な生産要素の地域賦存量が各地域で等しいこと」を意味している。また、私的財と公共財の生産が1部門でなされており、生産された財が私的財にも公共財にも用いることができ、その限界変形率は1であるとしている。

⁸ ただし、これは Zodrow and Mieszkowski のモデルにおいて判明した結論であって、堀場（1999）は、「直感的なこの結論は必ずしもつねに得られるとは限らない。たとえば、ウィルソンのモデルでは、公共財の供給が過小となるための必要十分条件の導出に目的があった」と述べている。

⁹ Wilson[1986]では、住民数の差異が存在する場合の租税競争における効果を検討している。Wilson のモデルでは、公共財、私的財を生産するそれぞれの部門が存在し、結果としてその生産部門間における資本、労働の移転と各生産部門内での資本、労働間の代替が議論され、公共財生産部門では効率的な水準より、資本集約的な生産要素の組み合わせで生産がなされていることが示されていると堀場（1999）で述べられている。

¹⁰ 伝統的政府機能配分論では、Musgrave の財政の3機能（資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能）のうち、資源配分機能は地方政府に、他の2機能は中央政府に割り当てられる機能とし、税源配分もその機能に沿って適当な税源が中央・地方に配分されることを基本とした。

堀場（2000c）では、租税の外部性（租税競争による外部性）の問題を「地方分権による非効率」の1つとして位置付けている。堀場（2000c）によれば、「行政区域と公共財の便益範囲は一般的に一致していない。その結果、便益が行政区域外に流出することによる外部性が発生し、地方分権に起因する財の配分に対する非効率が生ずる」とした上で、「財の地域間配分に歪みが生ずるときに生ずる」非効率として、共通市場を通じた非効率、共有地の悲劇と類似した非効率、租税の外部性の3つを挙げている。

とりわけその中でも堀場（2000a）で「所得再分配政策」、堀場（2000b）で「効率的資源配分」に注目しており、それぞれの研究で共通して述べられているのは、「地方分権化定理」は、直感的な意味あいとは別として、モデル分析では簡単に導出できないことが示された<堀場（2000a）>ということも明らかにされている。

3-4. 林（2000）の研究

林（2000）の研究は、「先行研究のモデリング上の不備ならびにデータ範囲を拡大することによって、再び2つの租税外部性（水平的外部性と垂直的外部性）¹¹の効果を明らかにしようとしている¹²。

林（2000）は、「税率（租税負担率）と課税自主権との関係を OECD 諸国のデータを用いて検証」している。林（2000）の研究は、水平的租税外部性の先行研究として、Oates(1985)とHeil(1991)の貢献を、垂直的租税外部性についてはKeen(1998)の貢献を基点として新しい分析を行っていることに貢献がある。その新しい研究とは、水平的租税外部性と垂直的租税外部性の双方を考慮しつつ、「近年、OECDによって発表された地方政府の租税権限に関する複数の分類（OECD,1999）にしたがって作成した自主課税の度合いを表す指標も利用する予定である」ことと、「先行研究では十分に考慮されてはいなかった政治的・社会経済的要因をコントロールする」ことである。

また実証のポイントとしては、「第1は垂直的租税外部性を表す変数にかかるパラメータ推定値が有意に正の符号をもつかどうかということである。第2は水平的租税外部性を表す変数にかかるパラメータ推定値が有意に負の符号をもつかということである。既述のとおり、既存の研究では前者の点に関しては予想に反して有意に負の効果を得ており（Keen 1998）、後者の点に関しては統計的に有意な推定値を得ることができていない（Oates 1985；Heil1991）。今回の報告では、先行研究のモデリング上の不備ならびにデータ範囲を拡大することによって、再び2つの租税外部性の効果を検証することになる」と述べている。

¹¹（ ）内は著者が加筆。

¹² ただし、筆者の手元にある日本地方財政学会第8回大会報告要旨集では、研究結果までは示されておらず、結果的に租税外部性の効果が明らかになったかは不明であり、今後の研究発表や学会誌への掲載に注目したい。

林（2000）のこの報告における貢献は、水平的租税外部性と垂直的租税外部性の関係の中から新しい事実判断を見出そうという点とこれまでの研究で、所与的な条件として扱われていた政治的・社会経済的要因を実証分析に含めたことにある。

3-5. 土居（2000）の研究

土居（2000）では、Oates（1972）のモデルについての検証を行なっている。

「Oates[1972]には、租税競争の状況についてのコメントがある。

租税競争の結果、地方公共財の供給が効率的な水準よりも少なくなる傾向がある。企業投資を誘致するために税率を低く抑えようとするとき、地方政府は限界便益と限界費用が等しくなる水準より少ない水準に、とくに地域の企業に直接便益が及ばない事業については、支出を抑える。

つまり、地方政府は自地域に企業投資を呼び込む誘因として、地方税の課税ベースを増やす、労働の需要を増やす、がある。したがって、地方政府はできるだけ税率を引き下げようとし、それが地域間で租税競争を招くのである」

この議論について土居（2000）では、モデルを用いて検討している。土居（2000）が用いたモデルは、「経済全体（2地域）で N 人の同質的な個人がおり、地域間移住が完全自由であるとする。さらに、自由に地域間移動が可能な生産要素として資本を導入する。資本は、経済全体で K （一定）だけ存在し、各個人は K/N だけの資本を均等に所有しているとする」という前提から始まり、モデル式の展開が行われ、結果としては、「(7.38)式¹³は、資本税によって調達された場合、サミュエルソンの公式(7.7)式¹⁴が成立せず、地方公共財供給量は過小になるということを意味し、Oates[1972]で述べられた結果を得る。短期における地方政府による資本税についての分権的な意思決定では、地方公共財供給は非効率となる。この非効率は、これまでと同様に中央政府の地域間再分配政策によって解消できる」としている。またこの非効率の生じる要因について、「この非効率が生じる要因は、ある地方政府の税率変更による資本移動（税率変更の外部効果）を考慮しないことによる。この外部効果を、Wildasin[1989]の財政的外部性（fiscal externality）という。ちなみに、地方政府が資本課税を課さずに一定固定税のみを課したとき¹⁵、サミュエルソンの公式(7.7)式¹⁶が成立する」と述べている。この土居（2000）検証から得られる政策的含意は、資本税を課す場合には、地方公共財供給について非効率が生じ、その解決のためには、資本税を課さずに一括固定税のみを課すか、資本税を課す場合には、中央政府の地域間再分配政策の必要性があるということである。

¹³ 参考数式 を参照のこと

¹⁴ 参考数式 を参照のこと

¹⁵ 参考数式 を参照のこと

¹⁶ 参考数式 を参照のこと

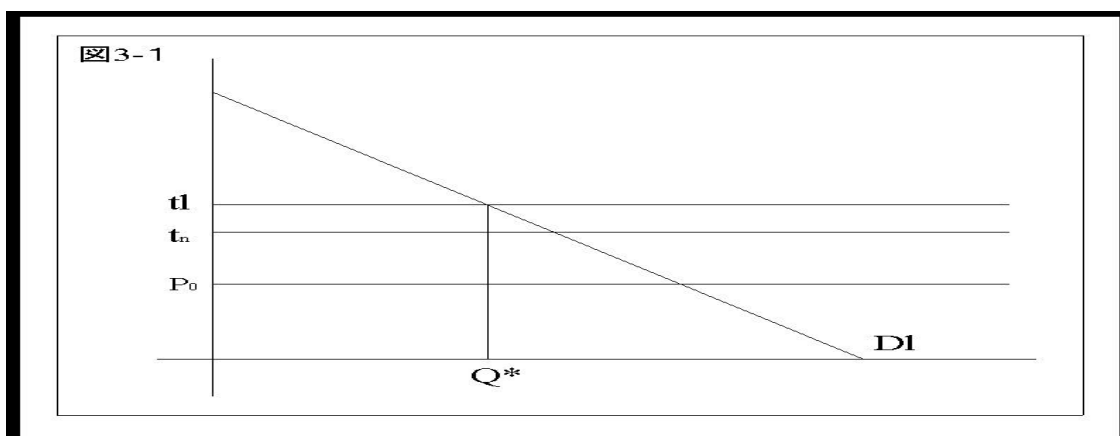
また、財政的外部性以外の外部性についても土居（2000）は、「資本課税と地方財供給の効率性についての議論の中で、新たな外部効果について言及したのが DePater and Myers[1994]である。これは、資本課税による租税競争に伴う外部効果として、Wildasin[1989]の財政的外部性だけでなく、金銭的外部性（pecuniary externality）も生じることを指摘した。Wildasin の財政的外部性では地方政府が資本の収益率 r についてプライステイカーを仮定しない。つまり地方政府の税率変更が r に影響を与えることを（効用最大化問題で）政策決定時に考慮することに伴う外部効果である。

いま、この金銭的外部性による新たな非効率性の要因を考える。地方政府の税率変更が r に影響を与えることを政策決定時に考慮するとき、地方政府 i が資本税率を上げるとその地域から資本が流出すると同時に、 r が下がる。これによって他地域への要素支払いが減少する。しかし、この効果を他の地方政府は考慮しないために分権的な意思決定に歪みが生じる。この外部効果を金銭的外部性というのである。この金銭的外部性による非効率性も、財政的外部性ととも中央政府の地域間再分配政策によって解消できることが、DePater and Myers[1994]で示されている」と言明をしている。

3-6. 垂直的租税競争モデル

これまでの先行研究の整理において、水平的租税競争について明らかにされた事実は、地方政府の行動仮説として住民の効用最大化を目指して、租税競争を生じさせる。その租税競争によって生じる租税外部性の効果としては、公共財の供給水準は減少し、そのために住民の効用水準も低下するということである。またその非効率性の解消については中央政府の地域間再分配政策が有効であることが堀場（2000c）や土居（2000）の先行研究から政策的含意として得られたと言える。しかし垂直的租税競争については理論モデル的には説明がなされていない。

そこで本節では、垂直的租税競争についてのモデルを整理することにする。



現在、図 3-1 にあるような価格がついている私的財について、中央政府が t_n 、地方政府が t_l という租税価格をつけている。この場合の私的財の供給水準は Q^* である。この私的財について、税収の最大化を求める地方政府が主導権を持って、租税競争を生じさせると図 3-2 のような事象となる。

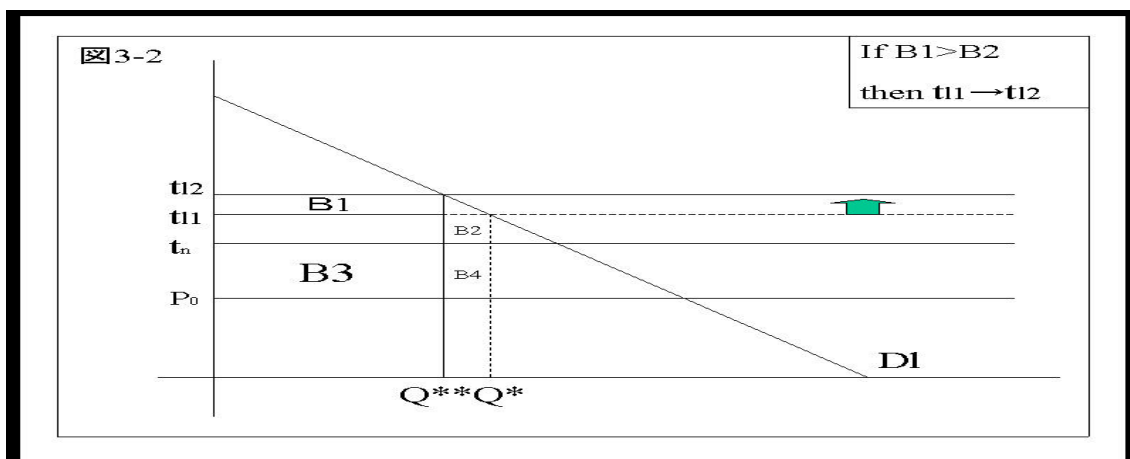


図 3-2 では、仮に地方政府が住民の厚生水準の維持のために税収最大化を目指す行動仮説が成立するとしたら、租税価格を t_{l1} から t_{l2} まで上昇させたときの税収増加分の $B1$ と税収減少分 $B2$ を比較し、 $B1$ の方が大きい場合には、地方政府は租税価格を t_{l2} に決定する。この場合、私的財の供給水準は Q^* から Q^{**} まで減少し、私的財供給量だけを住民の厚生と考えれば、地方政府の租税価格変更によって、厚生水準を維持させるどころか減少させてしまう可能性が指摘できる。また、中央政府も $B4$ 分だけの税収が減収し、 $B3$ となるために税収が減収してしまう。この場合、中央政府や有権者（住民や企業）はどのような対応行動を行うのであろうか。

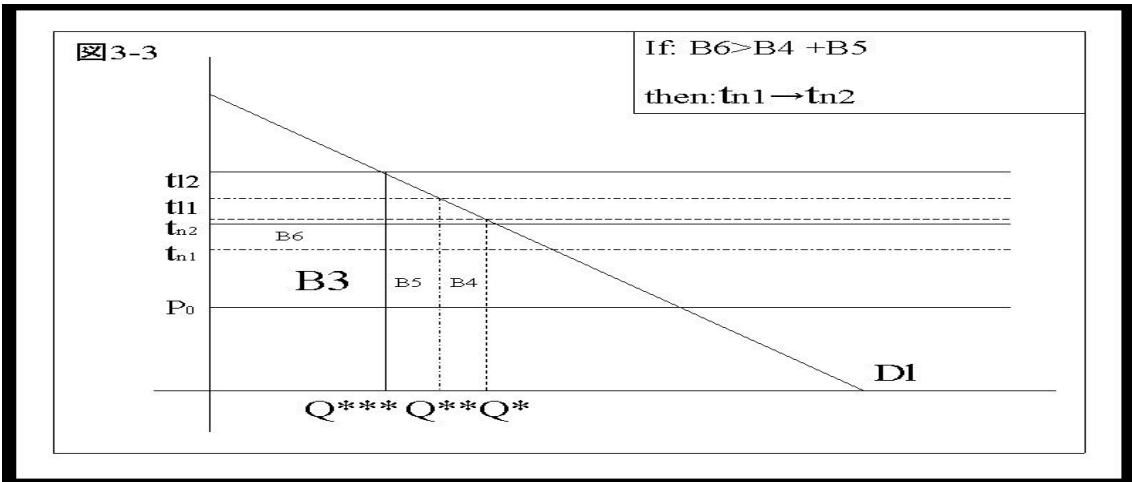
まず中央政府が税収を最大化させるリヴァイアサン政府であるならば、補助金などを利用して地方政府の税率設定を操作させるような行動を選択するであろう。また住民や企業はレントシーキングによって、租税価格を受容しない行動を選択すると考えられる。

そこで次節以降において中央政府と有権者の行動について直感的に観察をしてみることにしよう。

3-7. 中央政府の対応行動

中央政府の行動として考えられる行動仮説は 2 つある。ひとつは、税収を維持するために地方政府の租税価格を変更したと同時に中央政府も租税価格を高く設定するケースと補助金などを利用して地方政府の行動を操作しようという行動である。

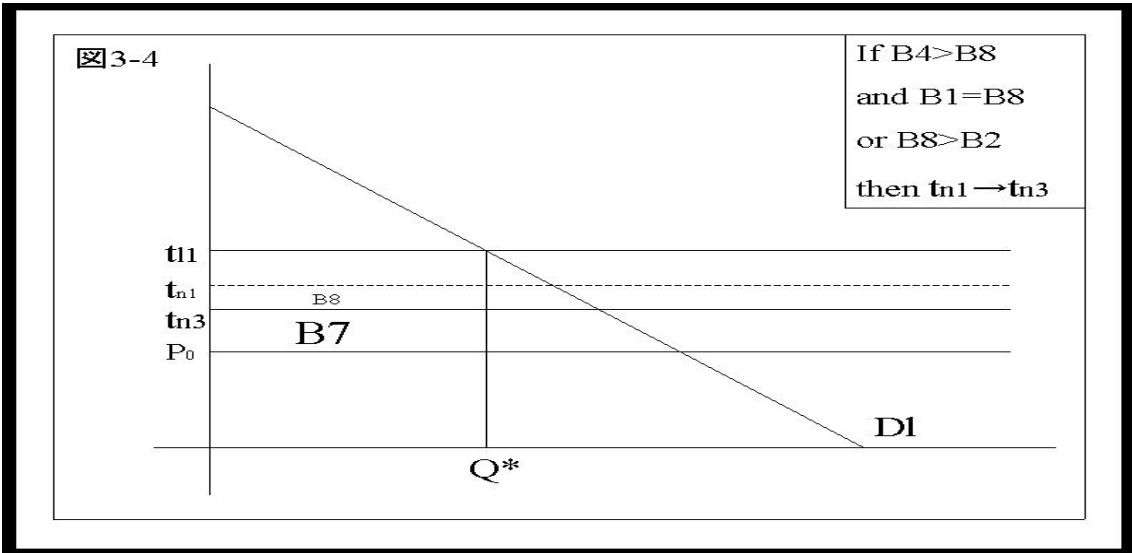
前者のケースを図に表すと図 3-3 のようになる。



増収最大化を目指す中央政府は地方政府が租税価格を t_{n1} から t_{n2} まで上昇させたときの対応行動として中央政府の租税価格を高く設定しようとする、 t_{n1} から t_{n2} に変更する。このとき、公共財供給量は Q^{**} から Q^{***} に移動する。このとき、 B_6 分の増収効果が得られるが同時に B_5 分の減収効果を生じる。

このモデルにおいて中央政府が地方政府への対応行動として、租税価格の上昇を選択する可能性は B_6 の増収効果が B_4 と B_5 の増収分を差し引いたものよりも大きいときである。つまり地方政府の租税価格を所与とした場合の中央政府の設定する租税価格の均衡点は B_6 の増収効果が消滅しない限界の点に存在すると言える。

次に補助金などを利用して地方政府を操作するケースを考えて見よう。



前者のケースでは、必ず私的財の供給水準を減少させてしまい、課税ベースそのものを小さくしてしまう可能性がある。そこで中央政府は地方政府の租税価格変更の補償として、補助金を地方政府に割り当てることによって、中央政府の増収を維持させる可能性がある。

その事象を示したのが、図 3-4 である。

中央政府にとって、補助金を支出した場合の税収減少分である B8 が図 3-2 で示した B4 よりも小さいならば、補助金を支出し地方政府の租税価格を操作する行動を選択するであろう。また、地方政府も中央政府からの提案に対して、租税価格を上昇させた場合に得られる増収効果 B1 と同じか大きいならば補助金を受け取ることを受容する。また、少なくとも図 3-2 で示した B2 よりも B8 が大きいならば、補助金のインセンティブがある。このケースの場合、中央政府と地方政府それぞれの行動仮説を想定し、均衡点を探す必要がある。

中央政府の行動は租税価格を変更する場合も補助金を利用して地方政府の行動を操作する場合もそれぞれの均衡点における税収額を中央政府が合理的に選択することになるだろう。

また、地方政府が税率を上昇させた場合に、その減収額を中央政府が他の地方政府の税率構造に振り替えるということも選択されるかもしれない¹⁷。しかし、地方政府と中央政府が戦略的補完関係にある場合に、中央政府が率先して、他の地方政府に対して行動を起こすとは考えにくい。もしこうした「税率」の振り替えがあるとするならば、中央政府による「地域間再分配」政策のレベルで行われる可能性がある。

本節での中央政府の行動仮定から考察されることは、垂直的租税競争が生じている場合、中央政府は、租税価格の上昇か補助金の割り当てによって、中央政府の税収の減少を回避しようとするということである。このとき、中央政府は増税か補助金かの選択の場合、中央政府の効用減が少ない手法を合理的に選択すると言える。また、補助金を選択した場合、また効用減を他の地方政府に振り替えようとする場合、本来、租税外部性を解消するための地域間再分配政策の枠組みの中で行われる可能性があり、垂直的租税競争がある場合、地域間再分配政策だけでは、租税外部性は解消できないと言える。

3-8. 有権者の対応行動

次に有権者である住民や企業が地方政府の租税価格の変更についてどのような対応行動を選択するのかということについて考察することにする。

矢尾板（1998）では、「企業は環境税による損失額がレント費用やロビー活動の費用よりも大きいならば、レントシーキングやロビー活動により、議会に圧力をかけ、環境税を受容しない」という仮説について検証している。この仮説については、レントシーキングやロビー活動についての先行研究やモデルによる考察によって、仮説は妥当であることが検証することができる。

矢尾板（1998）の場合は、環境税の課税についての考察であるが、地方政府の租税価格の上昇設定も基本的には同じ問題でレントシーキングやロビー活動の可能性が指摘できる

¹⁷ この指摘は、2000 年 11 月 13 日に行われた横山彰研究会にて中澤克佳君が指摘してくれた論点である。

のである。

矢尾板（1998）では、「今後は連立政権が再び誕生するかまたは二大政党制へと移っていき、単独政権が誕生するのかという政権の枠組みの問題と、ロビイストが主導権を持つか、政党が主導権を持つかによって、ロビイストの政治活動が決まるであろう」と述べている。この研究を行っているのが、井堀・横山（1997）で、「ロビイストが主導権をとっているケースは二大政党制の方が、政党が主導権をとっているケースは連立政権の方が、ロビー活動は少ない」という結論を導き出している。

現在の日本の地方議会を見れば、二大政党制からはほど遠く、地方議会におけるロビー活動やレントシーキングの可能性は政権の枠組みの問題は所与のものとして、どちらが主導権を握るのかという点に集約できるかもしれない。

3-9. 本章の結論

本章では、まず堀場（1999,2000c）と林（2000）、土居（2000）の先行研究についての整理を行った。それによって、政府間租税競争が住民の厚生水準の減少という非効率性があることを明らかにした。次に垂直的租税競争における租税外部性に注目して直感的な分析を行った。とりわけ、地方政府の行動への中央政府と有権者の対応行動に注目した。これらの対応行動は、本報告では明らかに出来なかったが、政治的な非効率性を生じさせる可能性があり、今後の研究課題として、それについての実証分析や理論分析の必要性が挙げられる。

本章での結論としては、租税競争への政策的アプローチにおいて最終的には、租税競争から生じる外部性による非効率性を比較していく必要があるということと、租税競争の規模を小さくすることの必要性であると言えよう。

4. 政策的含意と政策的手法

本章の目的は、第2章や第3章で考察した問題について得られた政策的含意を整理し、その含意から出される政策課題に対する政策的手法を明らかにすることにある。

4-1. 政策的含意

本稿で得られた政策的含意は次の4点である。

東京都特例税は、新しい課税哲学である「移動性」「一般性」といった原則が考慮されず、地方の時代の課税としては不適切である。

新しい課税哲学として「移動性」を税制に求めるならば、課税自主権が付与された地方

分権的意思決定メカニズムの下では、租税競争が発生する。

水平的租税競争より生じる非効率性を解消するためには中央政府の地域間再分配政策が有効である。

しかし垂直的租税競争を考慮に入れば、中央政府の合理的選択によって、補助金の割り当てや振り替えが選択され、地域間再分配政策に非効率が生じる。

また中央政府が地方政府に対抗して、税率を上昇させた場合に、中央と地方の紛争問題が生じる可能性がある。

加えて、地方政府の分権的意思決定システムそれ自体についても考察する必要がある。

の政策的含意は、東京都が時限的な措置であって、課税対象者の租税回避行動（足による投票）を阻害するという点で、新しい課税哲学である「移動性」に反していると言える。また、課税対象者が銀行業界ということで、特定の一部の者に課税されていることから、「一般性」の課税哲学にも反している。この点で、大阪府の外形標準課税は「一般性」からは支持されると言える。大阪府は法人府民税の「均等割」部分の増税を検討しており、特定の課税対象者だけに課税することを避けている。法人府民税の「均等割」部分の増税は、法人 2 税の税収がピーク時（1989 年度）の 8,352 億円から半減しており、一方で府は新事業の創業支援のための法人事業税の減税などを計画しており、財源不足の改善にはつながらない。「均等割」部分の増税は、大阪府の外形標準課税条例導入に対して、太田房江知事がプロジェクトチームを組み、検討をされているものである。東京都の特例税と比較すれば、大阪府の外形標準課税の方がより一般的であると言えるだろう。

の政策的含意は、課税自主権が付与された分権的意思決定によって、選ばれる税制が「移動性」の哲学に支持されるならば、住民の「足による投票」や租税回避行動がより行われやすくなる可能性がある。この問題は人的移動は困難でも資本移動は比較的容易な移動が可能であること、それがすでに国際間では問題になっていることから、「有害な租税競争」が地方自治体間で、または共同税における中央と地方の配分の問題として指摘できるということである。

の政策的含意は、堀場（2000c）や土居（2000）などの先行研究の整理から得られたものである。先行研究では、地方政府の行動仮説として住民の効用最大化を目指して、租税競争を生じさせることが考察される。その租税競争によって生じる租税外部性の効果としては、公共財の供給水準は減少し、そのために住民の効用水準も低下するというのである。またその非効率性の解消については中央政府の地域間再分配政策が有効であることが先行研究では示されているのである。

の政策的含意は、第 3-6 節、第 3-7 節の考察から得られた政策的含意である。水平的租税競争のみが「有害な租税競争」なのであれば、の政策的含意から中央政府による地域間再分配政策によって、租税競争の政策課題を解決できるであろう。しかし、垂直的租税競争まで考察に加えれば、共同税における配分問題において中央政府の行動仮説として、

地域間再分配を歪める可能性があり、水平的租税競争と垂直的租税競争を合わせて考えた場合、中央政府による地域間再分配政策だけでは、「有害な租税競争」を解決できないと言える。

の政策的含意は、の政策的含意のように中央政府が地域間再分配政策を通じてではなく、税率上昇という対応手段を選択した場合に得られる政策的含意である。すなわち、地方政府の行動への対抗措置として中央政府が税率を上昇させた場合、住民の厚生を無視した税率の競争が生じる。第 3-7 節の考察によれば、「地方政府の租税価格を所与とした場合の中央政府の設定する租税価格の均衡点は B6 の増収効果が消滅しない限界の点に存在する」ので、その均衡点まで税率が上昇することが予測される。こうした場合、中央と地方の紛争問題として、国地方係争処理委員会で、この紛争を抑止し、住民の厚生を維持するような点まで均衡点が移動されるであろう。

の政策的含意は、までの政策的含意のように行動主体を中央政府と地方政府に限って考察されるものではなく、「有害な租税競争」に対する有権者の対応行動まで考察に加えなければならないということを示唆している。第 3-8 節では、有権者の対応行動について考察しており、「現在の日本の地方議会を見れば、二大政党制からはほど遠く、地方議会におけるロビー活動やレントシーキングの可能性は政権の枠組みの問題は所与のものとして、どちらが主導権を握るのかという点に集約できるかもしれない」と述べた。つまり地方議会という分権的意思決定システムについても「有害な租税競争」という政策課題を解決するためには考察する必要があるということである。

4-2. 政策的手法

これまで本稿では、地方の時代の新しい課税哲学と有害な租税競争（政府間租税競争）についてを考察し、その考察より 6 つの政策的含意を得てきた。

そこで本節では、考察から得られた政策的含意より新しい課税哲学を満たすような税制または税体系を提案し、また「有害な租税競争」を解決するための政策的手法を提案したい。

まず、新しい課税哲学を満たすような税制または税体系であるが、新しい課税哲学である「移動性」を満たすためには、東京都の特例税のように時限的措置ではなく、課税対象者がその税についての知識として、その課税からの厚生ロスを明らかになるようにする必要がある。ひとつの政策的アプローチとしては、時限措置を含めないということであろう。また、「一般性」については、大阪府の事例が大きなヒントを与えてくれる。ひとつの税制だけでは、対処できないのであれば、それに応じた相対的な課税も同時に設定する必要がある。つまり特定の課税対象者のみに課せられるような課税であるならば、その課税に「連環」する課税も設定し、それに応じてより「一般的」に課税が行われるような租税措置が必要である。そこで「一般性」を満たすための課税制度として「連環税」を提案する。「連環税」とは、ある課税が特定の課税対象者のみに課税がなされる場合、その課税に連環し

て、課税対象を広げるような課税体系を可能とする付屬的課税である。

次に有害な租税競争についてであるが、政策的含意 のように中央政府の地域間再分配政策だけでは、解決ができないことが明らかになった。しかし地域間再分配政策を歪めるからと言って、補助金の「割り当て」や「振り替え」を抑制するような制度を設定するのは、好ましくない。もしそうした制度を設定するのであれば、それは地方分権の基本テーゼである「中央と地方のパートナーシップ」から大きく外れてしまうからである。なぜならば、中央政府と地方政府の相対的な関係の中で、中央政府の相対的な権限を一方的に制限することは一般的ではないと言えるからである。そこで中央政府と地方政府の関係を調整する機能が求められるのである。

5. 今後の研究の発展性

本研究を通じて、新たに示された課題は次の 5 つである。

「移動性」や「一般性」というような新たな課税哲学について、理論的・実証的根拠を明らかにしなければならない。

水平的租税競争モデルについて、本稿では先行研究の整理しか行わなかったが、先行研究間のモデル比較、再検証を行う必要がある。

垂直的租税競争モデルについて、ゲーム理論を用いて理論モデルに変換し、その展開を示さなければならない。

中央政府の行動仮説について、実証分析を行わなければならない。

有権者の行動仮説について、モデル化し、理論展開を行う必要がある。

の研究の発展性について、本稿では、新たな課税哲学の論理を規範的根拠に求め、それを証明するような理論的なモデルまたは実証的根拠を示していない。そこで、規範的根拠をより説得性を得るためにも、次の研究では、理論分析、実証分析を行わなければならない。

の研究の発展性について、本稿では、堀場(1999, 2000c)や林(2000), 土居(2000)が行なっている先行研究を整理しているが、その先行研究で検証している Zodrow and Mieszkowski[1983,1986]や Wilson[1986]、Oates[1972]、DePater and Myers[1994]、Wildasin[1989]などの先行研究についてモデル比較や再検証を行っていない。これらの先行研究について比較し検証をすることにより、水平的租税競争についての説得性をさらに得られるであろう。こうしたサーヴェイ研究を今後の発展性としたい。

の研究の発展性について、本稿ではロジック的な説明はなされているが、そのモデルについての理論展開がなされていない。今後の研究課題として、ゲーム理論を取り入れて、ナッシュ均衡を求めたり、中央政府と地方政府の間に戦略的補完関係があるとするならば、

「シュタッケベルグの解」を求める必要がある。また、ナッシュ均衡においても限定合理性¹⁸の可能性を考慮したモデルへと発展させる必要がある。

の研究の発展性について、本稿では のように理論分析が行われていないので、実証分析もなされていない。 で挙げたような理論分析で仮説を展開した後に、その仮説を検証するために、中央政府と地方政府との共同税に注目し、実証分析を行ない、説得力を得る必要がある。

の研究の発展性について、本稿では第 3-9 節において、「有権者である住民や企業が地方政府の租税価格の変更についてどのような対応行動を選択するのか」ということについて考察を行おうとしているが、その考察は直感的なものであり、具体化し、理論モデルを構築し、証明をしなければならない。こうした作業を経なければ、政策的含意 「地方政府の分権的意思決定システムそれ自体についても考察する必要がある」ということも明らかにされない。

こうした 5 つの論点は、本研究を行ったことによって明らかになった課題であり、今後の研究課題としたいと考えている。

6. 結論

本稿の目的は、地方の時代の新たな課税哲学とその哲学から生じる政府間の租税競争のモデルを構築し、そこから導き出される政策的含意を踏まえた政策的手法を明らかにすることにあつた。

まず、第 2 章では、地方の時代の新たな課税哲学を規範的に明らかにした。そして新たな課税哲学として、「移動性」と「一般性」を挙げた。また、その課税哲学が東京都特例税に当てはめ、東京都特例税の問題点を指摘した。この考察から得られた政策的含意は、「政策的含意 : 東京都特例税は、新しい課税哲学である「移動性」「一般性」といった原則が考慮されず、地方の時代の課税としては不適切である」ということであり、「移動性」や「一般性」を満たすための課税を「課税対象者がその税についての知識として、その課税からの厚生ロスを明らかに知ることができるシステム」を付加し、その課税が特定の課税対象者への課税にならないように「連環税」を提案した。また、「移動性」なり「一般性」という課税哲学を求めれば、また地方政府に課税自主権が存在すれば、「政策的含意 : 新しい課税哲学として「移動性」を税制に求めるならば、課税自主権が付与された地方分権的意思決定メカニズムの下では、租税競争が発生する」というように政府間租税競争を生じさせることも述べた。

次に第 3 章では、水平的租税競争と垂直的租税競争という 2 つの政府間租税競争について

¹⁸ 限定合理性についての議論は、後藤大策氏より示唆を受けた

考察を行なった。まず、水平的租税競争の考察については、堀場(1999,2000c)や林(2000)、土居(2000)の先行研究を整理し、そこから「政策的含意：水平的租税競争より生じる非効率性を解消するためには中央政府の地域間再分配政策が有効である」という政策的含意を得た。また、垂直的租税競争については直感的なロジックに沿って、考察を行ない、中央政府の行動として「政策的含意：しかし垂直的租税競争を考慮に入れれば、中央政府の合理的選択によって、補助金の割り当てや振り替えが選択され、地域間再分配政策に非効率が生じる」ということと、「政策的含意：また中央政府が地方政府に対抗して、税率を上昇させた場合に、中央と地方の紛争問題が生じる可能性がある」という政策的含意を得た。その政策的含意から、中央政府と地方政府との関係を調整する「調整機能」の設置を提案した。また、「政策的含意：地方政府の分権的意思決定システムそれ自体についても考察する必要性がある」という政策的含意も得た。

地方分権改革が進展し、課税自主権が地方政府に付与された場合、地方自治体は様々な対象に課税をし、財源を集めようとする。そうした場合、住民の「足による投票」を認めるような「移動性」や負担を分任するような「一般性」というような課税哲学に基づいた課税をすることが求められる。それらの課税哲学を満たすためには、「課税による厚生ロスが顕在化するシステム」や「連環税」を用いる必要がある。また、「移動性」を満たせば、政府間租税競争が生じる。水平的租税競争は「地域間再分配政策」で解決できるが、垂直的租税競争まで考察に入れれば、その政策的手法は万全ではない。そこで中央政府と地方政府の「調整機能」を設置する必要がある。このような議論が本稿の結論である。

参考文献

- 井堀利宏・横山彰(1997),「連立政権における政治活動と効率性」『公共選択の研究』第30号,1998年6月 pp43-49,勁草書房
- 加藤寛・横山彰(1994),『税制と税政』,読売新聞社
- 加藤寛(1997),『官僚主導国家の失敗』,東洋経済新報社
- 加藤寛(2000),『座して死を待つのか日本経済』,ビジネス社
- 久世公堯(2000),「外形標準課税の投じた1石(1)」,『自治研究』第76巻第9号,ぎょうせい
- 地方自治研究所都市チーム(2000),「危機突破戦略-石原新税の意味するもの」,『地方財務』2000年8月号,ぎょうせい
- 土居丈朗(2000),『地方財政の政治経済学』,東洋経済新報社
- 長峯純一(1998),『公共選択と地方分権』,勁草書房
- 林正義(2000),「租税外部性と税率構造」,『日本地方財政学会第8回大会報告要旨』
- 堀場勇夫(1999),『地方分権の経済分析』,東洋経済新報社
- 堀場勇夫(2000a),「地方分権と所得再分配政策(展望)」,『青山学院大学経済学部 Working Paper Series』,Vol.2000-4
- 堀場勇夫(2000b),「地方分権と効率的資源配分(展望)」,『青山学院大学経済学部 Working Paper Series』,Vol.2000-6
- 堀場勇夫(2000c),「地方分権の経済分析」『中央大学財政研究会レジュメ』
- 目黒克昭(2000),「東京都が実施する自動車税の超過不均一課税の概要と今後の課題」,『日本地方財政学会第8回大会報告要旨』
- 矢尾板俊平(1998),「炭素税導入に関わる企業行動の公共選択研究」『中央大学横山彰研究会発表論文』
- 横山彰(1995),『財政の公共選択分析』,東洋経済新報社
- 横山彰(2000a),「地方環境税について-地方環境税の理論的考察-」第40回地方財政東西合同研究会報告論文、地方財政研究会(財団法人地方財務協会)
- 横山彰(2000b),「地方環境税の課税哲学と新しい地方環境税構想」『地方税』第51巻第9号,財団法人地方財務協会
- Bailey, S. J., "Local Government Economics", Macmillan Press LTD, 1999.
- Brennan G. and Buchanan J. M. (1980), "The Power to Tax" Cambridge University Press.[深沢実・菊池威・平澤典男訳(1984),『公共選択の租税理論』文眞堂]。
- Buchanan, J. M. and Congleton, R. D. (1998), 'Politics by Principle, Not Interest' Cambridge University Press.
- Buchanan, J. M., and Musgrave, R. A., "Public Finance and Public choice",

Massachusetts Institute of Technology, 1999.

Kreps, D. M., "Game Theory and Economic Modelling", Oxford University Press, 1990

Mueller, D. C., "*Perspectives on Public Choice*", Cambridge University Press, 1997

資料

自治省 (2000), 『外形標準課税関係資料』, 2000年2月

自治省税務局企画課 (2000), 『分権型社会を支える地方税制の構築に向けて』, 2000年3月

自治省税務局 (2000), 『地方税関係資料』, 2000年5月

自治省財政局 (2000), 『地方財政関係資料』, 2000年6月

[参考数式]

数式 サミュエルソンの公式 [土居 (2000) 7.7 式]

$$n_i \frac{u_{Gi}^i}{u_x^i} = 1 \quad \text{for } i=1,2$$

数式 地方公共財供給量が過小となる証明式 [土居 (2000) 7.38 式]

$$n_i \frac{u_{Gi}^i}{u_x^i} = \frac{1}{1 - (t_i^k f_i / k_i)} > 1$$

数式 地方政府が資本税を課さず一括固定税のみを課した場合の等式 [土居 (2000)]

$$t_i^k = 0$$